

# 美深町地域強靱化計画

令和 3 年 3 月

北海道美深町



## 【目 次】

第1章 はじめに	
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
第2章 美深町強靱化の基本的考え方	
1 美深町強靱化の目標	3
2 本計画の対象とするリスク	4
第3章 脆弱（ぜいじゃく）性評価	
1 脆弱性評価の考え方	6
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3 評価の実施手順	8
4 評価結果	8
第4章 美深町強靱化のための施策プログラムの策定等	
1 施策プログラム策定の考え方	22
2 施策推進の指標となる目標値の設定	22
3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	22
4 推進事業の設定	23
【美深町強靱化のための施策プログラム一覧】	23
第5章 計画の推進管理	
1 計画の推進期間等	37
2 計画の推進方法	37
【別表】美深町地域強靱化のための推進事業一覧	38

# 第1章 はじめに

## 1 計画の策定趣旨

---

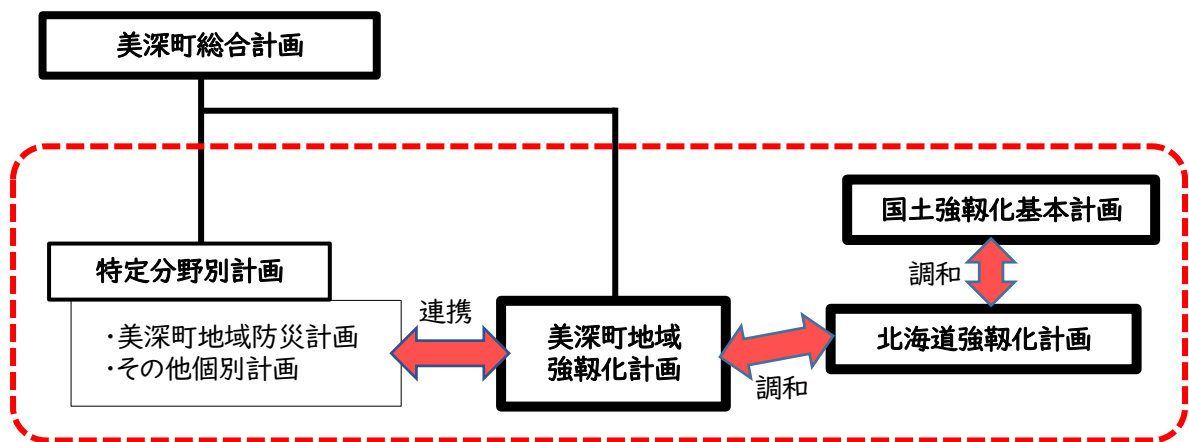
平成23年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）、令和元年12月には「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

本町においても、豪雨・暴風雨による洪水や土砂災害、大規模な地震のほか、この地域特有の豪雪・暴風雪などの自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、町の持続的な成長を実現するためには必要不可欠であり、国、北海道、町民等の総力を結集し、これまで以上に取組を推進していかなければならない。

こうした認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「美深町地域強靱化計画」を策定する。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、美深町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



## 第2章 美深町強靱化の基本的考え方

### 1 美深町強靱化の目標

美深町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

美深町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、美深町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の5つを美深町強靱化の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

#### <美深町強靱化の目標>

- (1) 人命の保護を最大限図る
- (2) 町の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持する
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興
- (5) 美深町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する

## 2 本計画の対象とするリスク

---

美深町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（1）に掲げる「人命の保護を最大限図る」という観点から、美深町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般としさらに、目標（5）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

### 2-1 美深町における主な自然災害リスク

#### （1）地震

本町では、平成30年9月の北海道胆振東部地震では震度2の揺れが観測されているが、これまでに地震による大きな被害が発生したとの記録はない。

##### ○ 内陸型地震（R2.1 地震調査研究推進本部長期評価）

- ・道内の主要活断層は13箇所
- ・増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近断層帯の発生確率  
… M7.8程度、30年以内0.6%以下
- ・サロベツ断層帯の発生確率  
… M7.6程度、30年以内4%以下

#### （2）風水害

近年では、台風や低気圧などの影響による集中豪雨や暴風雨により全国的に被害が発生しており、本町でも、台風などの強風による建物の損壊や倒木、大雨による浸水被害等の被害が発生するなど、風水害による被害が懸念される。

##### ○ 過去の被害状況

- ・大雨による2度の大洪水（1955年）  
天塩川氾濫、床上浸水175戸、床下浸水211戸、流失家屋2戸
- ・豪雨による浸水被害（1981年）  
床上浸水10戸、床下浸水62戸

#### （3）豪雪・暴風雪

本町は、寒冷多雪地域であり、大雪や吹雪による交通障害、家屋やビニルハウスの倒壊等、融雪期の河川の増水や着雪による停電などの被害が懸念される。

#### (4) 複合災害

本町は、地震、豪雨、暴風雪など多様な自然災害にリスクを有しており、これらが重なって発生する複合災害も想定しなければならない。

### 2-2 町外における主な自然災害リスク

#### (1) 首都直下地震

- ・発生確率 ~ M7.3 クラス、30 年以内に 70%
- ・被害想定 ~ 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、  
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

#### (2) 南海トラフ地震

- ・発生確率 ~ M8~9 クラス、30 年以内に 70~80%
- ・被害想定 ~ 死者 32.3 万人、負傷者 62.3 万人、避難者 950 万人  
建物全壊 238.6 万棟、経済被害 220 兆円  
被害範囲 40 都府県（関東、北陸以西）



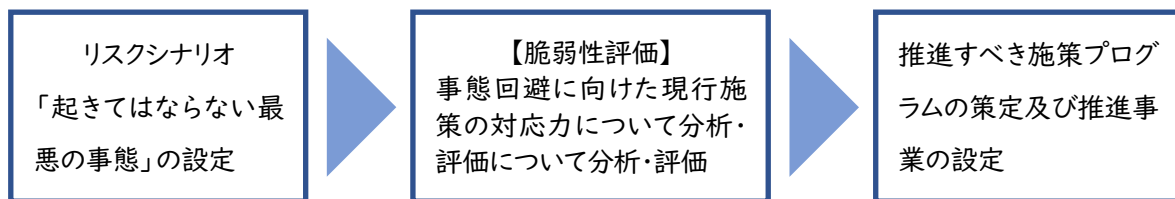
## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施。

また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震等、町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた美深町の対応力についても、併せて評価を実施。

## 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷などの地域特性等を踏まえ、美深町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

### 【リスクシナリオ 18 の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリ	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止 4-2 食料の安定供給の停滞 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による土地の荒廃
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

### 3 評価の実施手順

---

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

### 4 評価結果

---

評価結果は次のとおり。

## (1) 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

#### 【評価結果】

##### (住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、耐震化を促進する必要がある。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、体育施設など多くの町民等が利用する公共施設については、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることから、天井の脱落対策等を含め、一層の耐震化を促進する必要がある。

##### (建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策について、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めるとともに、適切な維持管理等を行う必要がある。
- 公営住宅については、老朽ストックの計画的な建替え改善等を実施する必要がある。

##### (避難場所の指定・整備)

- 災害の種類や状況に応じた適切な避難場所及び避難所を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び周知を促進する必要がある。また、避難場所となる公共施設については、耐震改修なども含めて地域の実情に応じた整備を促進する必要がある。

##### (緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道、他の市町村と連携を図りながら整備を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・公共施設の耐震化率	67% (R2)
・小中学校の耐震化率	100% (R2)
・社会福祉施設の耐震化率	100% (R2)
・公営住宅	280戸 (R2)
・コミュニティセンターの改修	年1施設 (R2)
・緊急指定避難場所及び指定の数	緊急指定避難場所 9箇所 (R2) 指定避難所 12箇所 (R2)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
<p>【評価結果】</p> <p>(警戒避難体制の整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域について、北海道の実施する基礎調査等への協力により指定を推進するとともに、ハザードマップに掲載し、広く周知する必要がある。</li> </ul> <p>(砂防設備等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等について、緊急性の高いものから重点的に整備するよう国及び道に対し要望するとともに、森林の計画的な整備を進める必要がある。</li> </ul>
<p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域のハザードマップへの掲載 掲載済</li> <li>・森林整備 森林経営計画に基づく事業量の確保</li> </ul>

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
<p>【評価結果】</p> <p>(洪水・内水ハザードマップの作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 洪水ハザードマップの普及と適時見直しを図るとともに、避難訓練等の実施を促進する必要がある。</li> </ul> <p>(河川改修等の治水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国、道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道掘削や築堤整備などの治水対策を一層進める必要がある。また、河川管理施設については、計画的な老朽化対策や適切な維持管理が必要である。</li> <li>● 大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水機場や緊急排水ポンプ等の計画的な更新や維持管理が必要である。</li> </ul>
<p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップの作成状況 作成済</li> <li>・自治会単位での避難訓練等の実施 参加率 20% (R2)</li> </ul>

#### 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

##### 【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 通行規制時の迅速な情報伝達に取組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

(防雪施設の整備)

- 防雪柵や雪崩予防柵などの防雪施設については、国・道と連携し、効果的に整備する必要がある。

(除雪体制の確保)

- 豪雪等の異常気象時においては、各道路管理者間で情報共有や相互連携を強化し、円滑な除雪体制の確保に努めているが、労働力不足や雪寒機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題も抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

##### 【指標（現状値）】

- ・ 道路点検における防雪対策 地域の実情に応じて対応
- ・ 雪寒機械の計画的な更新 雪寒機械保有台数 6台 (R2)

#### 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

##### 【評価結果】

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など、冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策や電源の確保に取組む必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- ・ 暖房機器等の備蓄状況 (R2) 毛布 800枚 発電機 24台 暖房器具 22台

## 1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### 【評価結果】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報については、北海道防災情報システムの運用により、北海道と情報共有を図り住民等へ伝達しているが、より迅速で確実な情報伝達を行うため、災害通信訓練等により、システム運用等の習熟を図る必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 国のガイドラインを踏まえ「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成しているが、必要に応じて避難勧告等の発令基準を見直す必要がある。
- 災害時における住民等の安否を確認するため、安否情報を効果的に収集・提供する体制を構築する必要がある。
- 災害情報を住民等に確実に伝達するため、防災情報端末機や携帯電話など、多様な方法を活用して伝達する体制を強化する必要がある。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守るための体制を整備する必要がある。
- 災害発生時に避難支援が必要な高齢者や障害者などについて、避難行動要支援者名簿を作成しているが、町や自治会が名簿を活用して迅速に避難支援ができるよう体制を整備する必要がある。

(地域防災活動の強化)

- 各自治会の自主防災組織の活動を支援し、地域防災力の強化を図る必要がある。

(防災教育の推進)

- 学校での防災教育や実践的な避難訓練などを通じて、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上を図る必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・ 避難訓練等を自治会単位で実施      参加率 20% (R2)
- ・ 防災訓練の実施回数                      1回 (R2)

## (2) 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 支援物資の供給や医療、救助・救援など、災害時の応急対策に必要な支援活動が効率的に行えるよう体制整備に取り組む必要がある。
- 災害時におけるボランティア等の活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制を整備する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動や救援物資輸送の拠点となる各施設について、施設の役割や設置場所など、施設整備のあり方を多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、広域での応援体制を整備する必要がある。
- 非常用物資の備蓄を計画的に進めるとともに、家庭や企業等においても、災害被害や冬期間の対応などを想定して3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するための啓発活動に取り組む必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・非常用物資の備蓄計画 策定済



## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 消防団員を円滑に確保するため、消防団活動への理解を深め、入団を促すための広報活動を推進する必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模災害時における自衛隊の災害支援活動は、被災地支援に大きな役割を担っており、今後の町内外における大規模災害に備え、陸上自衛隊名寄駐屯地（第3普通科連隊等）との連携をさらに図る必要がある。

(救助活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため、災害用資機材等の更新・整備を進める必要がある。

### 【指標（現状値）】

- |              |          |
|--------------|----------|
| ・消防車、救急車等の車両 | 10台 (R2) |
| ・消防団員数       | 66人 (R2) |

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### 【評価結果】

(災害時における医療支援体制の強化)

- 災害時における病院機能を確保するため、応急用医療資機材の整備や関係機関とも連携した実働訓練等を実施する必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における避難所等での福祉的支援を提供するために必要となる人材を確保するため、福祉関係団体などに広く協力を要請し、人的支援の確保に取り組む必要がある。

(感染症対策)

- 災害時における感染症の発生やまん延を防止するため、消毒等を速やかに行う体制を整備し、平時からの定期的な予防接種の実施を推進するとともに、避難所等における適切な衛生管理に取り組む必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・ 避難行動要支援者行動計画の策定 未策定 (R2)
- ・ 特定健康診査受診率 49.9% (R1)
- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率
  - 第1期 91.6% (R2)
  - 第2期 100% (R2)

### (3) 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

##### 【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 被災時における職員の参集範囲や災害対策本部の設置場所など、災害対策本部にかかる具体的な運用事項を定めるとともに、訓練などを通じて本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。
- 防災・災害復旧の拠点となる役場及び消防庁舎の耐震化が図られていないため、計画的に整備を進める必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する必要がある。
- 災害発生時に停電等が起こった際、自家発電が設置されていない施設にも、自家発電機や外部電源接続装置の設置に向けた推進を図っていく必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、「かみかわの絆 19～上川管内町村広域防災に関する決議」等を締結しているが、協定等を効果的に運用するためには、自治体相互の応援・支援体制の構築を図る必要がある。

(行政情報等のバックアップ体制の整備)

- 本町は、冷涼な気候や本州首都圏等との同時被災の可能性が少ないことなど、データ保管に適した環境を有しており、こうした立地環境の優位性を活かし、政府や自治体が所有する行政情報のバックアップ先としての機能が担えるよう所要の取組を促進する必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- ・ 役場及び消防庁舎の耐震化 未実施 (R2)

## (4) ライフラインの確保

### 4-1 エネルギー供給の停止

#### 【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本町における地域資源を活用した再生可能エネルギーについて、国や道等の関係機関、民間企業との連携を図りながら、利活用の普及促進を図る必要がある。

(石油燃料供給の確保)

- 災害時における救急車両や避難所等への石油燃料供給を安定的に確保するため、上川北部石油業協同組合美深支部との間で協定を締結しているが、協定が有効に機能するよう、平時から情報共有や連携強化を図る必要がある。

(電力基盤等の整備)

- 大規模停電を踏まえ、防災拠点となる庁舎等における停電時の電源対策の充実及び地域や家庭での平時からの備えに対する意識啓発が必要である。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 上川北部石油業協同組合美深支部との協定 締結済

### 4-2 食料の安定供給の停滞

#### 【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 平時・災害時を問わず、安定した食料供給機能が維持できるよう、あらゆる防災・減災対策を含め、農業生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 農業生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策のほか、新たな技術の活用など、持続的な農業経営に資する取組を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 認定農業者数 124戸 (R2)
- ・ 耕作面積 4,950ha (R2)
- ・ 認定農業者への農地集積率 83.2% (R2)

#### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

##### 【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、貯留施設や浄水場など水道施設の耐震化に加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの整備を進める必要がある。

(水道施設の防災機能の強化)

- 水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水確保のための資機材整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時における下水道機能確保のための施設の改築・更新など、計画的な維持管理に欠かせない長寿命化計画を促進し、老朽化施設の改築更新等を計画的に進める必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- |                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| ・ 上水道管路の耐震管延長                      | 0.0km (R2) |
| ・ 下水道BCPの策定状況                      | 策定済 (R2)   |
| ・ 地震対策上重要な下水管渠の地震対策                | 対応済 (R2)   |
| ・ 下水道施設ストックマネジメント計画をふまえた長寿命化計画策定状況 | 策定済 (R2)   |

#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### 【評価結果】

(交通ネットワークの整備)

- 災害時に、避難や物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

(地域公共交通の機能維持)

- 災害時に強い交通網を構築するために、地域公共交通の現状、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続可能な地域公共交通体系を構築する必要がある。

(道路施設の防災対策等)

- 橋梁をはじめとした道路施設については、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。

(鉄道施設の機能維持)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、国、道、市町村、鉄道事業者が連携して持続的な鉄道網の確立に向けた取組を推進する必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- |                |            |
|----------------|------------|
| ・ 予防保全橋りょう数    | 19 橋 (R2)  |
| ・ 点検橋りょう数      | 111 橋 (R2) |
| ・ 道路橋の長寿命化修繕計画 | 策定済        |

## (5) 経済活動の機能維持

### 5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### 【評価結果】

(本社機能や生産拠点等の立地)

- 企業の事業継続に関するリスクマネジメントにより、首都圏等に立地する本社機能の移転や供給網の多重化・分散化の動きが活発化していることから、オフィスや生産拠点の本町への立地を促進するための取組を推進する必要がある。

(企業における事業継続体制の強化)

- 災害時において、町内企業の事業停止による町民生活への影響を避けるため、関係機関と連携しながら町内企業が事業を継続できるよう支援する必要がある。

## (6) 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 町の面積の約85%を占める森林の荒廃は、町全体の地域強靱化に影響を与える大きな問題となる。大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に進める必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・町有林において多様な方法で更新する人工林の面積

美深町森林整備計画に基づき実施

- ・農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する団体 9団体 (R2)

## (7) 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を検討し、広域的な視点に立った処理体制を整備する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R2)

### 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

#### 【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害時における人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行えるよう、上川地方建設業協会連絡協議会と協定を締結しているが、協定が有効に機能するよう、平時から情報共有や連携強化を図る必要がある。

(建設土木業の担い手確保)

- 町内建設就業者のうち将来の担い手となる15～29歳の構成比は、1割未満と低い水準にあり、災害時の復旧・復興はもとより、今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 町内建設業就業者における15～29歳の構成比 4.8% (H27)



## 第4章 美深町強靱化のための施策プログラムの策定等

### 1 施策プログラム策定の考え方

---

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「美深町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせた施策を18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

---

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新たな設定を行う。

### 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

---

施策推進に必要な財源の制約がある中で、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

本町の総合計画に掲げる基本目標の実現を図るとともに、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定する。

## 4 推進事業の設定

---

施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業を設定し、別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても必要に応じ推進の見直しや新たな設定を行う。

### 【美深町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・脆弱性評価において設定した18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを掲載
- ・重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に **重点** と記載
- ・プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない

## (1) 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化) **重点**

- 美深町耐震改修促進計画に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細やかな対策を実施する。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、体育施設など、多くの住民が利用する公共施設は、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の耐震化対策も含め検討する。

(建築物等の老朽化対策) **重点**

- 公共建築物の老朽化対策については、「美深町公共施設等総合管理計画」に基づいた計画的な維持管理や施設の更新を推進する。
- 公営住宅の老朽化対策については、「美深町公営住宅等長寿命化計画」に基づいた計画的な建替えや改修等を実施する。

(避難場所等の指定・整備) **重点**

- 避難場所及び避難所への適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進する。
- 災害時の避難場所となるコミュニティセンター等について、適切な維持管理を促進するとともに、避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、計画的に施設整備を促進する。

(緊急輸送道路等の整備) **重点**

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図りながら、計画的な整備を推進する。

#### 《指標》

・ 公共施設の耐震化率	67% (R2) ⇒ 85% (R10)
・ 小中学校の耐震化率	100% (R2) ⇒ 100% (R10)
・ 公営住宅等の建替・改修	280 戸 (R2) ⇒ 266 戸 (R10)
※内訳	R2 : 公営住宅 222 戸・特公賃住宅 34 戸・独身寮 24 戸
	R10 : 公営住宅 208 戸・特公賃住宅 34 戸・独身寮 24 戸
・ コミュニティセンターの改修	1 施設 (R2) ⇒ 計画的に改修を行う
・ 道路等の危険施設解消	地域の実情に応じて対応
・ 緊急指定避難場所及び指定の数	
緊急指定避難場所	9 箇所 (R2) ⇒ 地域の実情に応じ増減
指定避難所	12 箇所 (R2) ⇒ 地域の実情に応じ増減

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等) **重点**

- 北海道の実施する基礎調査等の結果に基づき、土砂災害計画区域等を適時ハザードマップに掲載し、広報やホームページ等で周知する。

(砂防設備等の整備) **重点**

- 土砂災害を防止するため、関係機関との協議により砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進するとともに、計画的な森林整備を推進する。

《指標》

- ・ 森林整備 森林経営計画に基づき事業量を確保
- ・ 土砂災害警戒区域のハザードマップへの掲載適時掲載する

## 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成) **重点**

- 洪水ハザードマップの普及と適時見直しを図るとともに、避難訓練等の実施を促進する。

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 河川の河道掘削や築堤整備などの治水対策について、重点的な整備を一層進めるとともに、河川管理施設の、計画的な老朽化対策や適切な維持管理を推進する。
- 大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水機場や緊急排水ポンプ等の計画的な更新や維持管理を推進する。

《指標》

- ・ 洪水ハザードマップの作成状況 作成済
- ・ 避難訓練等を自治会単位で実施 参加率 20% (R1) ⇒参加率 30% (R10)

#### 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制) **重点**

- 通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する。

(防雪施設の整備)

- 防雪柵や雪崩予防柵などの防雪施設について、国・道と連携しながら一層の整備を推進する。

(除雪体制の確保) **重点**

- 各道路管理者における適切な除排雪を推進するとともに、異常気象時における各管理者間の情報共有や相互連携を強化する。また、雪寒機械の計画的な更新を進め、安定的な除雪体制を確保する。

《指標》

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| ・道路点検における防雪対策          | 地域の実情に応じて対応      |
| ・雪寒機械の計画的な更新(除雪機械保有台数) | 6台(R1) ⇒ 6台(R10) |

#### 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(寒冷地を想定した避難所等の対策) **重点**

- 町が設置する避難所等における防寒対策として、毛布や発電機、暖房器具の適正な備蓄を維持する。

《指標》

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| ・備蓄状況(R2)                  |            |
| 毛布 800枚 発電機 24台 暖房器具 22台 ⇒ | 備蓄計画に基づき整備 |

## 1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化) **重点**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関相互の連絡体制を強化する。

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国のガイドラインの改定を踏まえた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを行うとともに、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を促進する。
- 災害情報を住民に確実に伝達するため、防災情報端末機や携帯電話など、多様な方法を活用して情報伝達体制を強化する。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- 観光客に対する迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、安全確保に向けた取組みを推進する。
- 災害発生時に、避難行動要支援者への支援が迅速に行えるよう、避難訓練の実施や地域コミュニティの強化を図る。

(地域防災活動の強化) **重点**

- 各自治会の自主防災組織の活動を支援するとともに、避難訓練等を通じた住民の防災意識の高揚など、地域ぐるみで防災体制の強化を図る。

(防災教育の推進) **重点**

- 学校での防災教育や避難訓練などを通じて、学校関係者や児童生徒の防災意識の向上を図るとともに、学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施を促進する。

《指 標》

- ・ 避難訓練等を自治会単位で実施 参加率 20% (R1) ⇒ 参加率 30% (R10)
- ・ 防災訓練の実施回数 1回 (R1) ⇒ 1回 (R10)

## (2) 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資の供給や医療、救助・救援など、災害時の応急対策に必要な支援活動が効率的に行えるよう体制を整備する。
- ボランティア等による支援活動の充実に向け、関係機関と連携してボランティア等の受入体制を整備するとともにボランティア等の育成を促進する。
- 大規模災害時における復旧活動の展開や救援物資輸送の拠点となる各施設について、被害想定も踏まえた上で、施設の役割や設置場所など、施設整備のあり方を多角的に検討する。

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 地域間連携により応急物資等を迅速に調達するため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する。
- 非常用物資の備蓄を計画的に進めるとともに、家庭や企業等における非常用物資の自発的な備蓄を促進するための啓発活動を推進する。

《指標》

- ・非常用物資の備蓄計画 策定済



## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 災害対応の実効性を高めるため、防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- 消防団員の円滑な確保のため、消防団活動への理解を深め、入団を促すための広報活動を推進する。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模災害時における救助・救急活動に大きな役割が期待される陸上自衛隊名寄駐屯地(第3普通科連隊等)について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向けて関係機関と連携した取組みを推進する。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため、災害用資機材等の更新・整備を計画的に進める。

《指標》

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ・消防車、救急車等の車両更新計画 | 10台(R2) ⇒ 10台(R10) |
| ・消防団員の確保         | 66人(R2) ⇒ 80人(R10) |

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(災害時の医療支援体制の強化) **重点**

- 災害時における病院機能を確保するため、応急用医療資機材を整備するとともに、関係機関とも連携した実働訓練の実施を検討する。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における避難所等での福祉的支援の提供を可能とするため、福祉関係団体などとの連携を強化し、必要な人材の確保を促進する。

(感染症対策)

- 災害時における感染症の発生やまん延を防ぐため、消毒等を速やかに行う体制を整備し、平時からの定期的な予防接種の実施や避難所等における衛生管理対策に取り組む。

《指標》

- |                                 |                        |
|---------------------------------|------------------------|
| ・避難行動要支援者行動計画の策定                | 未策定(R2) ⇒ 策定(R10)      |
| ・特定健康診査受診率                      | 49.9%(R2) ⇒ 60.0%(R10) |
| ・予防接種法に基づく予防接種(麻しん・風しんワクチン)の接種率 |                        |
| 第1期                             | 91.6%(R2) ⇒ 100%(R10)  |
| 第2期                             | 100%(R2) ⇒ 100%(R10)   |



### (3) 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 災害対策本部の機能強化に向け、具体的な運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所等）を定めるとともに、防災訓練などを通じた体制の検証と必要に応じた見直しを行う。
- 防災・災害復旧の拠点となる役場及び消防庁舎の耐震化を進め、拠点として業務を継続するための機能強化を図る。

(行政の業務継続体制の整備) **重点**

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な本町の庁舎等における非常用電源設備の整備を促進する。

(広域応援・受援体制の整備) **重点**

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。

《指 標》

・役場庁舎等の耐震化 未実施 (R2) ⇒ 実施 (R10)

## (4) ライフラインの確保

### 4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入等)

- 本町における地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入や多様なエネルギー資源の活用に向け、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など、関連施策を総合的に推進する。

(石油燃料供給の確保)

- 上川北部石油業協同組合美深支部との協定に基づき、災害時における緊急車両や避難所等への石油燃料が安定的に供給されるよう、平時からの情報共有や連携を強化する。

(電力基盤等の整備)

- 大規模停電を踏まえ、防災拠点となる庁舎等における停電時の電源対策の充実を図るとともに、地域や家庭での平時からの備えに対する意識啓発を推進する。

《指 標》

- ・ 上川北部石油業協同組合美深支部との間で協定締結 締結済

### 4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- 災害時においても安定した食糧供給機能が維持できるよう、あらゆる防災・減災対策を含めた農業生産基盤の整備を着実に推進する。
- 農業生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

《指 標》

- |                |              |               |
|----------------|--------------|---------------|
| ・ 認定農業者数       | 124 戸 (R2)   | ⇒ 現状維持 (R10)  |
| ・ 耕作面積         | 4,950ha (R2) | ⇒ 現状維持 (R10)  |
| ・ 認定農業者への農地集積率 | 83.2% (R2)   | ⇒ 90.0% (R10) |



#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備) **重点**

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、緊急輸送道路や避難路等を確保する。

(地域公共交通の機能維持)

- 災害時に強い交通網を構築するために、地域公共交通の現状、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続可能な地域公共交通体系の構築を図る。

(道路施設の防災対策等) **重点**

- 橋梁をはじめとした道路施設について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。

(鉄道の機能維持)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、国、道、町、鉄道事業者が連携して持続的な鉄道網の確立に向けた取組を推進する。

《指標》

- ・ 予防保全橋りょう数      19 橋 (R2) ⇒ 30 橋 (R10)
- ・ 点検橋りょう数          111 橋 (R2) ⇒ 111 橋 (5 年以内に再点検)
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況      策定済み

## (5) 経済活動の機能維持

### 5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散や供給網の複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本町への移転、立地に向けた取組を促進する。

(企業における事業継続体制の強化)

- 災害時において、町内企業の事業停止による町民生活への影響を避けるため、関係機関と連携して、事業継続のための支援を推進する。

## (6) 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全) **重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

・ 町有林において多様な方法で更新する人工林の面積 美深町森林整備計画に基づき実施

・ 農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する団体

9 団体 (R2) ⇒ 10 団体 (R10)

## (7) 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を検討し、広域的な視点に立った処理体制を整備する。

《指標》

・広域での災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R2) ⇒ 策定 (R10)

### 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行えるよう、専門的な技術を有し、地域事情にも精通する町内建設業者との連携を強化する。

(建設土木業の担い手確保)

- 災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、町内建設業等において若年層を中心とした担い手確保対策を推進する。

《指標》

・町内建設業就業者における15~29歳の構成比 4.8% (H27) ⇒ 現状維持

## 第5章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

---

本計画の推進期間は概ね10年とし、社会情勢の変化等により、計画の見直しが必要な場合には適宜見直しを行う。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における地域強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、地域強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直しに併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

### 2 計画の推進方法

---

#### 2-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、美深町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】美深町地域強靱化のための推進事業一覧

施策プログラム	推進事業名	主な事業	担当課
1-1 3-1	美深町役場建替事業	役場庁舎建替・解体	総務課
1-1	職員住宅建替事業	職員住宅建替・解体	
1-1 1-3 1-6	自治会活動推進事業	自治会活動交付金、自治会連合会負担金、コミュニティセンター指定管理、コミュニティセンター改修	
1-1 5-1	快適な住まいづくりと商工業振興事業	快適な住まいづくりと商工業振興事業	
1-3 1-6 2-1	防災体制強化	防災訓練、備蓄品購入、衛星携帯電話等使用料、防災計画の見直し	
1-6	地域情報通信システム運営事業	維持管理費、防災情報端末機の更新	
4-1 5-1	商工業活動支援事業	商工業活動支援事業、商工業担い手支援事業	
4-4	公共交通の確保	地域公共交通活性化協議会負担金、宗谷本線活性化協議会負担金	
5-1	中小企業支援事業	中小企業融資利子等補給事業、退職金共済掛金等補助事業	
5-1	商工業担い手支援事業	商工業担い手支援事業	
5-1	就労活動支援事業	求職者就業訓練支援、上川北部人材開発センター負担金、通年雇用促進協議会負担金、移住就業支援	
4-2	有害鳥獣捕獲等事業	鳥獣捕獲補助、有害鳥獣廃棄物管理・処理事業	
4-4	交通ターミナル管理事業	交通ターミナル管理運営・施設改修	
4-4	地域公共交通運行事業	市街地フレンドバス、仁宇布線デマンドバス、生活交通路線恩根内線、乗合型デマンド型タクシー	
7-1	循環型社会推進事業	ごみ収集運搬事業、ごみ埋立処分場管理事業、資源再生化事業、炭化ごみ・し尿処理・一般廃棄物埋立処理事業、焼却施設等負担金	
1-1	公営住宅長寿命化事業	西団地再生事業、公営住宅の改修・改善、公営住宅等設備更新、長寿命化計画見直し	建設水道課
1-1 4-4	橋梁長寿命化事業	計画策定・設計、橋梁点検、橋梁修繕工事	
1-1 4-4	町道施設整備事業	町道補修、排水改修、区画線補修、標識整備 道路橋りょう施設保全、14線道路補修	
1-1 4-4	道路台帳管理業務	経年変化修正	
1-1 4-4	幹線道路整備事業	「8線道路・北1丁目道路・東3条道路・北4丁目道路」整備、調査設計費	
1-1 4-4	住宅地区道路整備事業	「小川団地道路・南5丁目仲通り・南8丁目仲2通り・南7丁目仲2通り・大通り東裏通り・南2丁目道路・東2条仲通り・北町団地2号道路・南5丁目西通り・東1号中通り」整備	



1-1	住生活基本計画推進事業	住生活基本計画・長寿命化計画見直し	建設水道課
1-2 6-1	町有林造林保育事業	造林保育事業	
1-2 6-1	民有林造林保育事業	造林保育等整備補助	
1-2 6-1	労働環境改善事業	森林整備担い手対策推進事業、 振動病健康診断事業、エピペン注射携帯事業	
1-2 6-1	林道網整備事業	民有林路網整備事業、町有林路網雑木除去事業	
1-2 6-1	林業経営強化事業	各協議会への負担金、林業機械等整備事業、 雇用拡大推進事業	
1-2 6-1	森林認証推進事業	上川森林認証協議会負担金、COC認証更新補助	
1-2 6-1	緑化推進事業 (植樹祭)	緑化推進委員会負担金、北海道森と緑の会会費	
1-3	施設保全事業	排水場・樋門管理、河川施設保全、河川施設保全	
1-3	治水対策強化事業	西紋排水機場強化事業、市街地治水事業	
1-4 1-5	除雪対策事業	町道除雪、雪寒機械購入、克雪推進事業補助 視線誘導標補修	
4-2 6-1	土地改良区運営費補助	土地改良区運営補助、水利権更新事業補助	
4-2 6-1	小規模土地改良事業	暗渠明渠整備	
4-2 6-1	農業農村整備事業 (道営)	道営中山間地域総合整備事業	
4-3	中央簡易水道事業	量水器取替、菊丘浄水場維持管理、 菊丘浄水場等施設修繕、市街地漏水調査 配水管更新工事、給水管布設替工事	
4-3	北部簡易水道事業	量水器取替、恩根内浄水場維持管理 恩根内浄水場改修工事、配水管更新工事 固定資産調査、公会計移行支援	
4-3	給水施設改修事業	配水連絡管整備事業、簡易ポンプ施設設置事業 遠方監視装置整備事業	
4-3	下水道事業	浄水管理センター機械設備等改修工事 マンホールポンプ所機械設備等改修工事 ストックマネジメント計画・下水道全体計画等策定 浄水管理センター維持管理、公共下水道施設修繕 合併浄化槽維持管理、固定資産調査、 公会計移行支援	
4-2	新規就農者等補助事業	営農実習・指導助成、経営自立奨励、経営自立安定 補助、償還利子補給、住宅環境整備補助、後継就農 奨励、免許資格取得補助	農務課
4-2	農業次世代人材投資事業	農業次世代人材投資資金（経営開始型） 農業次世代人材投資資金（準備型）	
4-2	地域担い手育成事業	運営事業負担、農業研修生等宿舎管理運営、 農業支援塾	
4-2 6-1	環境保全型農業直接支援 対策事業	環境保全型農業直接支援対策	

4-2 6-1	中山間地域等直接支払事業	中山間地域等直接支払事業	農務課
4-2 6-1	多面的機能支払	多面的機能支払（農地維持・資源向上支払）	
4-2	農業雇用確保対策事業	労働力確保支援事業	
4-2	畜産クラスター関連事業	畜産クラスター関連事業	
4-2	草地整備事業	草地畜産基盤整備事業、 草地整備事業（農地耕作条件改善事業等）	
4-2	畜産振興事業	経営所得安定対策事業	
4-2	がんばる美深農業支援事業	畑作支援事業、チャレンジ支援事業	
4-2	経営所得安定対策直接支払事業	経営所得安定対策直接支払推進事業	
4-2	酪農振興事業	乳牛検定事業、酪農ヘルパー事業	
4-2	農地集積事業	農用地利用改善事業推進交付金、農地集積協力金	
4-2	農業後継者育成事業	農業後継者育成奨学金貸付事業、 後継者育成推進協議会負担金	農業委員会
1-1	特別養護老人ホーム改修事業	特別養護老人ホーム建設・解体事業	保健福祉課
2-3	各種健診・予防保健事業	予防接種事業	
2-3	地域医療・福祉体制整備事業	広域第2次救急医療事業負担金、救急医療啓発普及 事業負担金、地域医療確保対策事業	
2-3	美深厚生病院運営支援事業	美深厚生病院運営支援、 美深厚生病院医療機器整備	
2-3	人材育成・確保対策事業	福祉介護人材育成確保対策事業	
1-1	学校施設整備	仁宇布小中学校体育館非構造部材耐震化、 美深小学校体育館非構造部材耐震化	教育委員会
1-1	体育施設運営事業	町民体育館屋根改修工事	
1-6	緊急通報システム運営事業	緊急通報システム運営事業	消防署
2-2	消防設備維持管理	消防設備維持管理、消防車両更新、消防資機材更新	
2-2	消防水利維持計画	公設消火栓更新、防火水槽維持管理	
2-2	消防指令装置及びデジタル無線機器運営	緊急通報受付指令装置及びデジタル無線の維持・更新	
2-2	消防団活動の推進	消防団活動経費、消防団員用被服	
2-2	仁宇布自衛消防隊活動補助	自衛消防隊活動補助	
2-2	事務組合負担金	上川北部消防事務組合負担金	

# 美深町強靱化計画

令和3年3月策定

美深町総務課企画グループ

〒098-2252

北海道中川郡美深町字西町18番地

TEL 01656-2-1645

FAX 01656-2-1626